

事業者排出量削減計画書(新規・変更)

(あて先) 京都府知事 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都市下京区四条通河原町西入真町52番地	平成18年 氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名) 株式会社高島屋京都店 電話 取締役 西野輝雄
---	---

京都府地球温暖化対策条例第18条第1項(第18条第2項、第18条第3項)の規定により提出します。

特定事業者の主たる業種	百貨店
-------------	-----

該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者(大規模エネルギー使用事業者(原油に換算して1,500キロリットル以上)) <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者(大規模運送事業者(トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上)) <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者(その他の温室効果ガスの大規模排出事業者(二酸化炭素に換算して3,000トン以上))
-----------	--

計画期間	平成18年4月 ~ 平成20年3月
------	-------------------

基本方針	エネルギー消費の削減、廃棄物の削減等、全部門環境マネジメントシステムにより原単位年1%の削減を目指す。
------	---

推進体制	店長を本部長とする社会・貢献推進委員会および省エネルギー推進委員会における月例委員会での進捗状況の報告。
------	--

年度ごとの具体的な取組及び措置	年度	設備、対象、工程等	計画内容	
	18~19	京都店	空調機設備更新時でのインバーターおよび省エネ機種の採用。熱源機器更新時での高効率器の採用	<18.3千kwh削減>
	19	京都店	変圧機設備更新時でのトワラナー変圧器の採用および所内電力の削減。	<10.1千kwh削減>
	19	洛西店	空調機設備更新時でのインバーターおよび省エネ機種の採用。	<5.2千kwh削減>

温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度(実績)	目標年度(計画)	削減率(計画)
		(17)年度 (二酸化炭素換算(t))	(19)年度 (二酸化炭素換算(t))	
	A 事業所等排出区分	17,937 t	17,740 t	-1.1 %
	B 輸送車両排出区分	t	t	%
	C その他排出区分	t	t	%
	排出合計	*1 17,937 t	*2 17,740 t	-1.1 %

その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度(計画)			
		取組量等		(二酸化炭素換算(t))	
	森林の保全及び整備	(整備面積)	ha	(吸収量)	t
	府内産の木材の利用	(利用量)	m ³	(削減量)	t
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	(売電量)	kwh	(削減量)	t
		(熱供給量)	GJ	(削減量)	t
	グリーン電力の購入	(購入量)	kwh	(削減量)	t
	削減量等合計			*3	t

差引排出量 (排出合計-削減等合計)	基準年度(実績)	目標年度(計画)	削減率(計画)
	*1	(17)-(19)	
	17,937 t	17,740.0 t	-1.1 %

特記事項
 1. 当社では、2001年2月23日にISO14001を取得。エネルギー、資源及び廃棄物排出量の前年1%削減を目的・目標として全社員が取組んでいます。2003年度より環境会計を導入、2005年度よりCSRレポートの発行及び高島屋IPに掲載。
 2. 京まちなかエコ普及運動でのエコトップランナー宣言。
 3. 2002年より「びわこ地球市民の森」で植樹活動をおこなっています。
 4. 2005年度より産官学市民が取組む「びっくり! エコ100選もったいないから始めるやさしい暮らし」を実行委員会と共同開催。

連絡先	担当部署	
	担当者氏名	
	住所	
	電話番号	
	ファクシミリ番号	

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。
 3 「事業所等排出区分」とは、京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは、自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは、上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。
 4 「特記事項」には、平成2年度(1990年度)を基準とした排出量の対比やエネルギー原単位CO₂排出量、省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達採用、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。